

高額療養費・高齢者医療費についてのお知らせ

《高額療養費のご案内》

医療費が高額になった場合、患者様のお支払いは1ヶ月単位で高額療養費の限度額までとなります。この取扱いを受けるためには、事前に申請を行う必要がございます。その際、限度額認定証が発行されますので対象月の翌月5日までに2階の患者支援センターまでご提示をお願いいたします。なお、マイナンバーカードやオンラインにて確認することが出来ます。但し、システム上確認できない場合もありますのでその際は限度額認定証に関するお手続きが別途必要になりますのでご協力をお願いします。

(注) 入院後、月をまたぎますと、入院日にさかのぼっての認定証の申請はできません。

【高額医療限度額表】

●70歳未満の方

対象者	自己負担限度額（月額）	食事代
ア 標準報酬月額 83 万円以上	252,600 円＋ (医療費－842,000 円)×1%	1 食 510 円
イ 標準報酬月額 53 万円～79 万円	167,400 円＋ (医療費－558,000 円)×1%	
ウ 標準報酬月額 28 万円～50 万円	80,100 円＋ (医療費－267,000 円)×1%	
エ 標準報酬月額 26 万円以下	57,600 円	
オ 低所得者：住民税非課税世帯等	35,400 円	入院 90 日まで 1 食 240 円 入院 91 日以上 1 食 190 円

●70歳以上の方

前期高齢者（70歳～74歳）・・・一般：2割負担・現役並み所得者：3割負担

後期高齢者（75歳以上）・・・・・・一般：1割負担・2割負担・現役並み所得者：3割負担

*現役並み所得者の方（現役Ⅰ・現役Ⅱ）、住民税非課税世帯の方は、役所にて限度額適応認定証の申請が必要になります。

【各高齢者患者負担限度額表】

対象者		自己負担限度額（月額）	食事代
現役並み所得者Ⅲ（前期・後期高齢者） （課税所得 690 万以上）		252,600 円＋ (医療費－842,000 円×1%)	1 食 510 円
Ⅱ （課税所得 380 万以上）		167,400 円＋ (医療費－558,000 円×1%)	
Ⅰ （課税所得 145 万以上）		80,100 円＋ (医療費－267,000 円×1%)	
後期高齢者（75 歳以上）	一般	57,600 円	
前期高齢者（70～74 歳）	一般	57,600 円	
住民税非課税世帯等	低所得Ⅱ	24,600 円	入院 90 日まで 1 食 240 円 入院 91 日以上 1 食 190 円
	低所得Ⅰ	15,000 円	1 食 110 円

ご不明な点がございましたら、2階の患者支援センターまでお尋ねください。

令和7年4月1日 北九州総合病院 医事課